

第1日 令和6（2024）年10月26日（土）

第2日 令和6（2024）年10月27日（日）

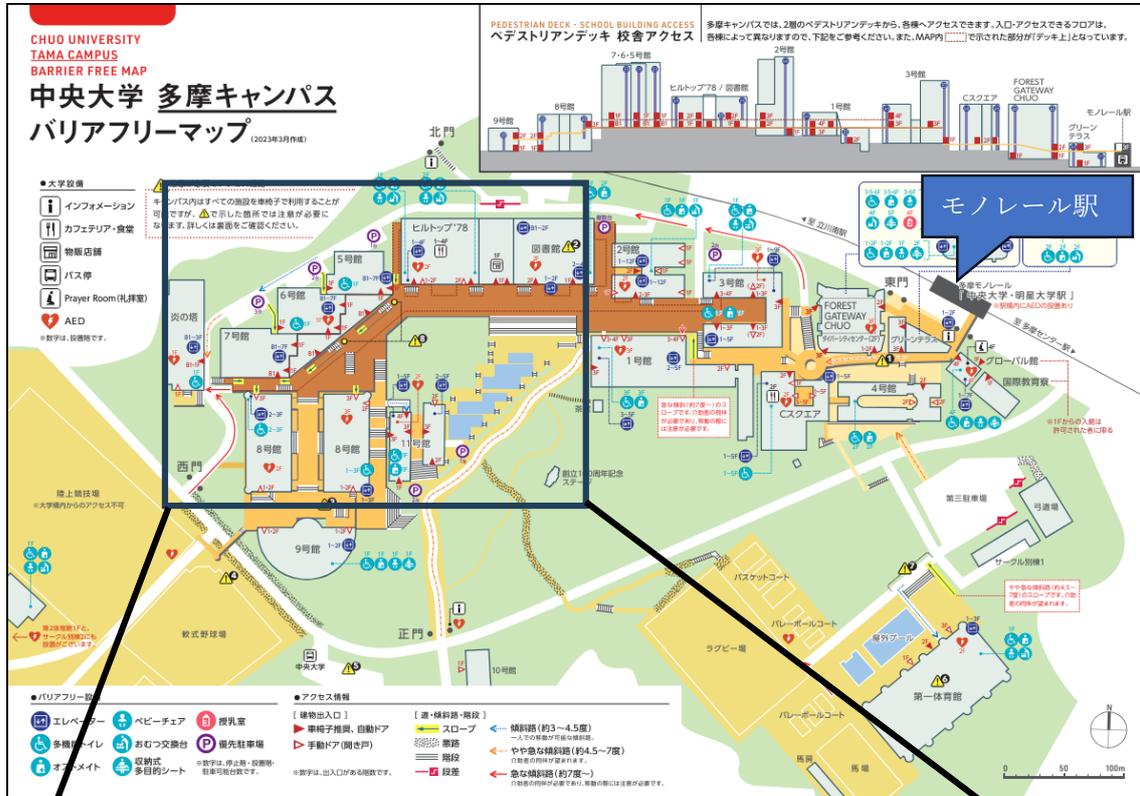
中央大学（多摩キャンパス）

*オンライン視聴あり（Zoom ウェビナー）

令和6年度 日本保険学会大会 報告要旨

日本保険学会

《キャンパスマップ》

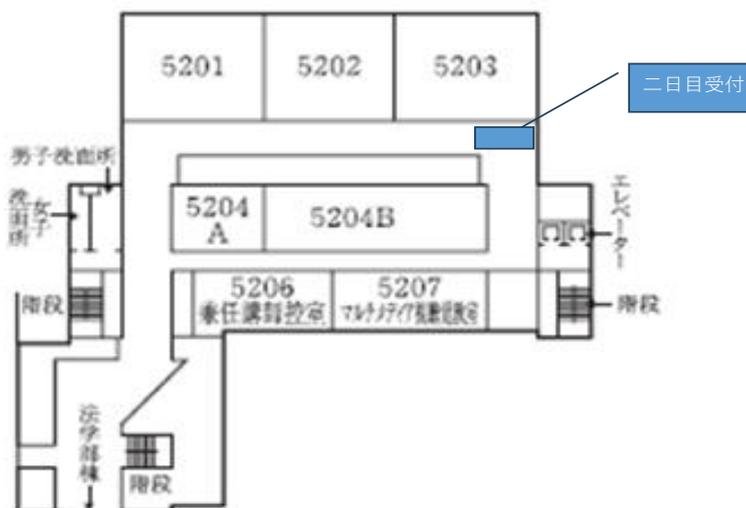


自由論題、ポスターセッション
事務局、控室

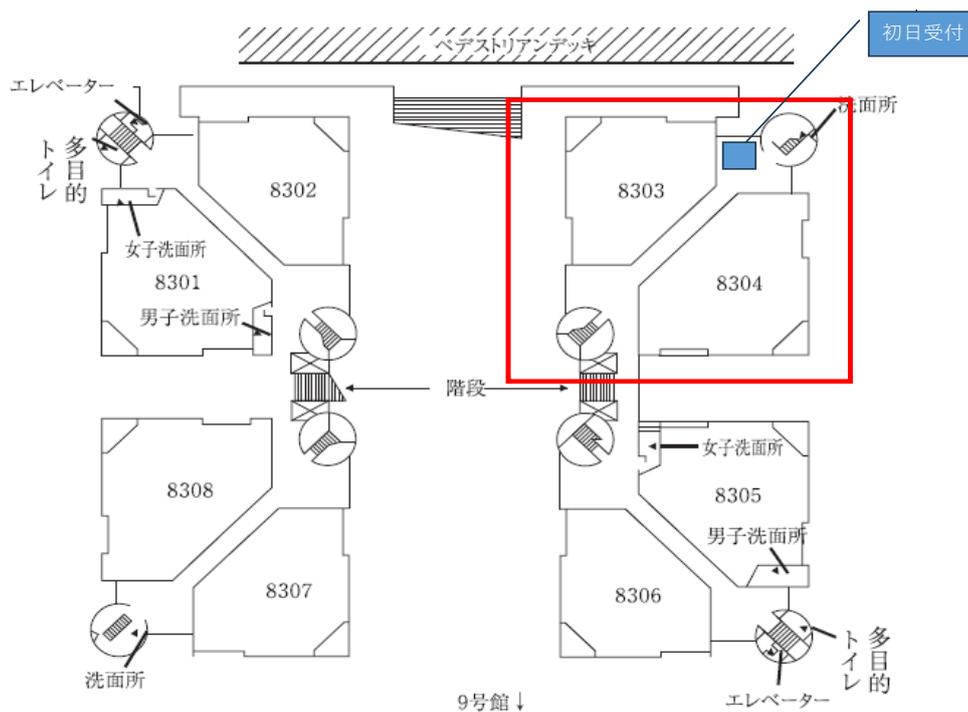


《教室配置図》

- 5号館（商学部）：
- 5201 （第1日）昼食、（第2日）自由論題第Ⅰセッション
 - 5202 （第1日）昼食、（第2日）自由論題第Ⅱセッション
 - 5203 （第2日）昼食
 - 5204B （第2日）昼食
- 5201～5203の前：ポスターセッション



- 8号館（大教室）：
- 8303 開会、招待報告、総会・学会賞授与式、シンポジウム、共通論題、閉会
 - 8304 評議員会、臨時理事会



令和6年度大会・総会日程（敬称略）

開催方法：対面 *オンライン視聴（Zoomウェビナー）あり
 会場：中央大学（多摩キャンパス）
 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1

第1日 10月26日（土）

開始時間	終了時間	所用時間	会場	オンラインウェビナーNO	
9:30	10:10	40	8号館8304	配信なし	●評議員会
9:45	-	-	8号館入口	---	一般受付開始
午前の部					
10:15					●大会
10:15	10:20	5			【開会の辞】：石田成則理事長
10:20	11:10	50			1. 【招待報告：韓国保険学会】 日本と韓国の保険と個人情報の利用 - 日本のマイナンバーと韓国の住民登録番号の比較 Use of Insurance and Personal Information in Japan and Korea - Comparison of My Number in Japan and Resident Registration Number in Korea 報告者：尹 基烈 保険開発院 ki-yeol YOON, Ph. D in Law, Korea Insurance Development Institute (KIDI) 司 会：崔 桓碩（八戸学院大学） 通訳者：崔 桓碩（報告は韓国語）
11:10	11:20	10		---	<休憩>
11:20	12:00	40	8号館8303	配信なし	2. 【令和6年度総会・学会賞授与式】 総会 【理事長挨拶】 【議長選出】 決議事項 第1号議案：令和5年度事業報告および令和5年度決算の承認の件 第2号議案：令和6年度事業計画および令和6年度予算の承認の件 第3号議案：会則の一部改正（役員定年年齢）承認の件 第4号議案：役員および評議員の選任の件 第5号議案：役員・評議員候補者選考委員の補充選任の件 報告事項 日本保険学会活性化について
				Zoom ウェビナーA	学会賞授与式
12:00	13:00	60	5号館 5201、5202	---	<昼食>（理事会参加者以外の方で弁当を予約された方）
12:00	13:30	90	5号館 5201-5203	---	3-1. 【ポスターセッション】（教室前の壁に掲示）
12:00	13:00	60	8号館8304	配信なし	4. 【臨時理事会】（理事・監事の方、昼食を用意しています）
午後の部					
13:30					5. 【シンポジウム】ポストコロナ時代における保険業の深化 司 会：岡田太（日本大学） 趣旨説明・パネリスト紹介：岡田太（日本大学） 報告 ①「デジタル化は生保加入促進のチャンスとなり得るのか」 報告者：有村寛（ニッセイ基礎研究所） ②「損害保険におけるデジタルによるビジネスモデル変革～CXとDXの両立に向けて～」 報告者：牧原卓也（東京海上日動火災保険） ③「情報通信技術の進展と保険業規制」 報告者：安居孝啓（元金融庁）
13:30	13:40	10			<休 憩>
13:40	14:10	30			
14:10	14:40	30	8号館8303	Zoom ウェビナーA	
14:40	15:10	30			
15:10	15:30	20			<休 憩>
15:30	16:00	30			パネルディスカッション
16:00	16:20	20			フロアとの質疑応答
16:20	16:30	10			総括：岡田太（日本大学）
17:00	18:30	90	ヒルトップ78 生協食堂	---	【懇親会】

第2日 10月27日(日)

開始時間	終了時間	所用時間	会場	オンラインウェビナーNO	
9:00			5号館5203前	---	一般受付開始 (※初日は別の場所(5号館2階)です)
午前の部					
9:30	12:00	150	5号館5202	Zoom ウェビナーB	6-1.【自由論題 第Iセッション】 座長：柳瀬典由(慶應義塾大学) 報告 ①「農業経営のリスクと収入保険の役割に関する考察」 報告者：神田恵未(愛知学院大学) ②「生命保険における死亡プロテクションギャップの推移と要因分析」 報告者：崔 桓碩(八戸学院大学) ③「介護保険料の将来推計に基づく公的介護保険制度の持続可能性に関する考察」 報告者：谷口豊・大塚忠義(早稲田大学)
9:30	10:20	50			
10:20	11:10	50			
11:10	12:00	50			
9:30	12:00	150	5号館5203	Zoom ウェビナーC	6-2.【自由論題 第IIセッション】 座長：遠山聡(専修大学) / 宮地朋果(拓殖大学) 報告 ①「共済契約における大規模自然災害による共済金の削減払い—保険との比較」 報告者：黒田佳祐(沖縄国際大学) ②「生殖補助医療の保険適用化とアクセスの公平性に関する研究」 報告者：長澤昇平(東京都立大学大学院) ③「再保険契約における受再者の追従義務に関する考察」 報告者：武田典浩(国土館大学)
9:30	10:20	50			
10:20	11:10	50			
11:10	12:00	50			
12:00	13:00	60	5号館 5203、5204B	---	<昼食> (お弁当を予約された方)
12:00	13:00	60	5号館 5201-5203	---	3-2.【ポスターセッション】 (教室前の壁に掲示)
午後の部					
13:00		205	8号館8303	Zoom ウェビナーD	7.【共通論題】非マスリスクに対するグローバルな保険契約の理論と課題 司 会：中出哲(早稲田大学) 報告 ①「非マスリスクに対する保険理論：問題提起」 報告者：中出哲(早稲田大学) ②「非マスリスクに対する保険数理上の課題—リスクからみた二つの保険制度の探求」 報告者：星野明雄(早稲田大学) ③「企業リスクマネジメントの実務と課題—増大する非マスリスク保険への期待」 報告者：村山知生(マーシュローカー・ジャパン) ④「保険法は非マスリスク保険を適切に規律できるか」 報告者：榊素寛(神戸大学) ⑤「米国保険契約の理論と実務から見た日本の非マスリスク保険契約の実務課題」 報告者：小林一郎(一橋大学) ⑥「日本で締結される外航貨物海上保険契約になぜ英国法が適用されるのか—意義と問題点」 報告者：野村美明(大阪大学)
13:00	13:25	25			
13:25	13:50	25			
13:50	14:15	25			
14:15	14:40	25			
14:40	15:05	25			
15:05	15:30	25			
15:30	15:50	20			
15:50	16:30	40			
16:30	16:50	20			
16:50	16:55	5			
<休 憩>					
パネルディスカッション フロアとの質疑応答 総括：中出哲(早稲田大学)					
16:55	17:00	5	8号館8303	Zoom ウェビナーD	【閉会の辞】理事長



本事業は、公益財団法人八王子観光コンベンション協会のMICE開催助成金を活用しております。
 This program is supported by subsidy from Hachioji Visitors & Convention Association.

目次

〔第1日〕

【招待報告：韓国保険学会】 日本と韓国の保険と個人情報の利用	1
ー日本のマイナンバーと韓国の住民登録番号の比較	
報告者：尹 基烈（韓国保険開発院）	
ki-yeol YOON（Korea Insurance Development Institute (KIDI)）	
【シンポジウム】 ポストコロナ時代における保険業の深化	
趣旨説明	3
座長：岡田 太（日本大学）	
① 「デジタル化は生保加入促進のチャンスとなり得るのか」	5
報告者：有村 寛（ニッセイ基礎研究所）	
② 「損害保険におけるデジタルによるビジネスモデル変革～CX と DX の両立に向けて～」	7
報告者：牧原 卓也（東京海上日動火災保険）	
③ 「情報通信技術の進展と保険業規制」	9
報告者：安居 孝啓（元金融庁・財務省）	

〔第2日〕

【自由論題 第Iセッション】	11
① 「農業経営のリスクと収入保険の役割に関する考察」	
報告者：神田 恵未（愛知学院大学）	
② 「生命保険における死亡プロテクションギャップの推移と要因分析」	13
報告者：崔 桓碩（八戸学院大学）	
③ 「介護保険料の将来推計に基づく公的介護保険制度の持続可能性に関する考察」	15
報告者：谷口 豊・大塚 忠義（早稲田大学）	

【自由論題 第IIセッション】

- ① 「共済契約における大規模自然災害による共済金の削減払い—保険との比較」 17
報告者：黒田 佳祐（沖縄国際大学）
- ② 「生殖補助医療の保険適用化とアクセスの公平性に関する研究」 19
報告者：長澤 昇平（東京都立大学大学院）
- ③ 「再保険契約における受再者の追従義務に関する考察」 21
報告者：武田 典浩（国土館大学）

【共通論題】非マスリスクに対するグローバルな保険契約の理論と課題

- ① 「非マスリスクに対する保険理論：問題提起」 23
報告者：中出 哲（早稲田大学）
- ② 「非マスリスクに対する保険数理上の課題—リスクからみた二つの保険制度の探求」 25
報告者：星野 明雄（早稲田大学）
- ③ 「企業リスクマネジメントの実務と課題 - 増大する非マスリスク保険への期待」 27
報告者：村山 知生（マーシュブローカー・ジャパン）
- ④ 「保険法は非マスリスク保険を適切に規律できるか」 29
報告者：榊 素寛（神戸大学）
- ⑤ 「米国保険契約の理論と実務から見た日本の非マスリスク保険契約の実務課題」 31
報告者：小林 一郎（一橋大学）
- ⑥ 「日本で締結される外航貨物海上保険契約になぜ英国法が適用されるのか—意義と問題点」 33
報告者：野村 美明（大阪大学）

【招待報告：韓国保険学会】

韓国と日本の保険業における個人情報の利用
- 日本のマイナンバー制度と韓国の住民登録番号制度の比較

尹 基烈 韓国保険開発院

Ki-yeol Yoon, Korea Insurance Development Institute

We can say that every industry dealing with customers processes personal informations. In particular, the insurance industry needs accurate information of policyholders, insured persons, and beneficiaries in order to maintain insurance organizations, accurately calculate insurance rates, and pay insurance money. The accurate information is personal information, that is, information relating to a living individual. However, if a data controller (an insurance company), rather than a data subject, misuses or abuses personal information, it can violate the rights of the data subject. Therefore, balancing the use and protection of personal information is an important task for the insurance industry.

At first glance, the personal information protection legal systems in Korea and Japan have many similar aspects. There are general laws that protect personal information[Personal Information Protection Act(個人情報保護法) of Korea, Act on the Protection of Personal Information(個人情報の保護に関する法律) of Japan] and various special laws exist depending on the field (for example, Credit Information Use and Protection Act of Korea, Act on the Protection and Use of Location Information of Korea). In both countries, the consent of the data subject occupies an important position in the processing of personal information, and the transfer of personal information abroad is handled carefully. They are highly regarded for their personal information protection, so the European Commission has adopted its adequacy decision on Japan and Korea in turn, allowing personal data to flow freely between the European economy and Japanese/Korean economy on the basis of strong protection guarantees.

However, on the other hand, there are many differences in the personal information protection legal system between the two countries. A lot of constitutional scholars in Japan agree with the theory of Information Privacy (Data Privacy). But the Supreme Court of Japan does not recognize the right to control self-information(自己情報コントロール権), but only recognizes the freedom to disclose personal information to third parties, which is also confirmed in the recent decision on the My Number System.

The Constitutional Court of Korea recognizes the right to one's own personal information(the right to self-determination of personal information, similar to das Recht auf informationelle Selbstbestimmung of Germany) as a constitutional right. The right to control/determine one's own personal information is a right of the subject of the information to personally decide when, to whom or by whom, and to what extent his or her information will be disclosed or used. It is a basic right, although not specified in the Constitution of Korea, existing to protect the personal freedom of decision from the risk caused by the enlargement of state functions and info-communication technology.

There are not many countries where personal identification number is established by law. Giving individual citizens a non-overlapping number makes it convenient for states that collect taxes, enforce welfare policies, or even combine and analyze data. However, on the other hand, data surveillance by the state or large corporations may become easier and people's privacy may be at risk of being violated. Therefore, each state hesitates to legislate personal identification number, and Korea's Resident Registration Number System and Japan's My Number System are exceptional legislative examples.

Japan's My Number System is being introduced slowly and carefully. This system was implemented in 2016 and is increasingly spreading due to the efforts of the authorities.

The Individual Number can be used only in the fields related to social security system(社会保障), taxation(税) and disaster control measures(災害対策), so is not yet widely available in private companies. Insurance companies do not seem to use Individual Numbers as a tool to manage customer information, but to use them for comparison with information from tax offices when paying insurance money. Recently a citizen whose Individual Number had been registered claimed that the Act on the Use of Numbers to Identify a Specific Individual in Administrative Procedures(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) was unconstitutional, but the Supreme Court of Japan ruled that the act of an administrative agency using or providing specific personal information in accordance with the Act cannot be said to be the disclosure of the information to a third party carelessly.

Korea's Resident Registration Number (RRN) was introduced as a 12-digit number in 1968 and settled as a 13-digit number in 1975. It is a unique number given to each citizen, and does not overlap each other, but is enforced by law(Resident Registration Act). At that time, the idea of privacy and protection of personal information was not yet strong, so the RRN was actively used not only in various administrative functions but also in private companies because of its convenience in identifying individuals. Over the years, with the development of information and communication technology, concerns have grown that privacy may be seriously violated if RRNs are leaked or misused, and there have indeed been several mass leaks of the RRNs. As a result, regulations on the processing of RRNs in the Personal Information Protection Act are getting stronger. But insurance companies are still allowed to process RRNs in accordance with the laws and decrees, and when signing insurance contracts, the RRNs of the policyholder, etc., are legally collected and processed by the companies. However, the RRNs should be encrypted so that employees of insurance companies cannot easily access them, and should be processed in an internal network system separate from the external internet network.

Similar and different efforts of Korea and Japan to balance the use and protection of personal information in the insurance industry will be considered to be beneficial references for each other.

趣旨説明

日本大学
岡田 太

現在、世界の保険市場ではポストコロナを見据えて取り組みが進みつつある。たとえば、クラウス・シュワブ、ティエリ・マルレ著『グレート・リセット』において、コロナ危機がもたらした深刻で長期的な不況を乗り越えるためにより大きなレジリエンスを構築しなければならない産業の1つとして保険をあげている。とくに、2020年5月、保険業界はパンデミックで2000億ドル以上の費用がかかる可能性があると思われ、巨額の保険金支払いに焦点が当てられている。そして、「この業界にとってポストコロナでの大きな課題は、パンデミック、異常気象、サイバー攻撃、そしてテロなど幅が広く「保険がかけられない」かもしれない破滅的なショックについて、自分たちがより大きなレジリエンスを構築して顧客の進化する保険ニーズに対応することである。」

グレート・リセットとは、社会を構成する諸システムをリセットすることを指す。企業・産業のリセット（マイクロリセット）を進めるトレンドとして、「デジタル化の加速」「レジリエンスの高いサプライチェーン」「政府と企業」「ステークホルダー資本主義と ESG」をとりあげている。また、個人のリセットとして、「人間らしさの見直し」「倫理的選択」「心身の健康」など多様な項目をあげている。

日本の保険業界は必ずしも米国等と同じ状況におかれているわけではないが、わが国においても、コロナ禍により保険業界が「グレート・リセット」を迎えているとの認識に立つことは可能かもしれない。とりわけ、その推進力となるのが「デジタル化の加速」である。デジタル化自体はコロナと関係なく進展したものの、コロナ禍を契機に保険商品やサービス、業務、さらには働き方に至るすべての面においてデジタル化の勢いが増していく状況において、将来保険市場は以前とは一変している可能性がある。

そこで、本シンポジウムはデジタルに焦点をあてつつ、ポストコロナ時代における保険業の深化を考察していくことにしたい。ITやDXに造詣の深い生命保険、損害保険および保険業法・行政の専門家にご登壇いただき、それぞれの立場から問題意識を明らかにするとともに、現状と課題、将来展望をご報告いただく予定である。そして、保険契約者側の「リセット」も含めて、コロナ後の保険業の深化について幅広く意見交換を行い、参加者が多角的な知見を共有するシンポジウムを目指したい。

デジタル化は、生保加入促進のチャンスとなり得るのか

ニッセイ基礎研究所

有村 寛

1. はじめに

コロナ禍は、我々の日常生活に様々な変化をもたらし、生保業界も大きな影響を受けた。中でも、デジタル化の進展は、著しいものがあった。

本発表では、コロナ禍における生保業界の取組みについて概観した後、生保業界で取り組んできたデジタル化の概要、諸外国の状況について紹介するとともに、生命保険加入に関する、米国ならびに日本の現状や課題を踏まえ、今後、一層の進展が予想されるデジタル化が生保加入にもたらす影響について、考察したい。

2. コロナ禍についての生保業界の取組み

生保業界では、万一の際に安心をご提供するという生命保険の使命を果たすべく、確実な保険金・給付金の支払に加え、非常時の社会環境等を考慮して柔軟なお客様対応を実施してきた。中でも、入院の際に支払われる入院給付金について、感染拡大期には医療施設への入院が難しい状況もあったため、自宅等にて医師等の管理下で療養を行った場合には、入院と「みなす」特別取扱を各社判断で実施、いわゆる「みなし入院」による入院給付金の支払として、2023年9月時点で累計約1,088万件、約9,698億円を支払い、広く世の中を支えた。

3. デジタル化の急進展、生保業界の取組み、諸外国の状況

コロナ禍は、我々の生活スタイルを一変させ、それに伴い、それまで対面前提だったいろんな取引や手続きにおいて、デジタル化が急進展することとなった。

生保協会でも、デジタル化を通じた事務手続きの効率化について、業界全体で取組みを推進してきた。会員各社でも、新契約、保全、支払の各フェーズにおいて、取組みを進め、特に、営業職員の新契約手続きにおいては、オンライン化が急速に進んだ。

諸外国では、コロナ禍を経て、生保加入ニーズが高まるとともに、デジタル化の急進展を受け、米国、日本等、一部の国を除き、オンラインでの保険加入ニーズが大幅に増加した。

4. 米国ならびに日本における生保市場の現状と課題

世界最大の生保マーケットを抱える米国では、コロナ禍を経て生保の必要性の再認識や、昨今の経済状況を背景に、個人生命保険の販売は好調が続いている。一方で、加入ニーズギャップは過去最大となっており、ニーズを十分に取り込めていない。生命保険に対する誤解や内容につい

て理解できていないことがその原因、と指摘されている。

生保加入のほとんどが、代理店・ブローカー等経由となっている米国では、金融アドバイザー（ここでは保険や投資、貯蓄の相談をする人を指す）への潜在ニーズは高く、専門家によるコンサルティングを経た保険加入者は、満足度・安心感も高い。

日本においても、ここ数年、新契約は年換算保険料、新契約高、ともに好調だが、保有契約は、年換算保険料はほぼ横ばい、保有契約高は減少トレンドにある。世帯主が加入している普通死亡保険金額の平均は、1997年の2732万円から2021年には約半分の1386万円、充足率（世帯主が万一の場合の「家族の必要生活資金」に対する「世帯主の普通死亡保険金額」の割合）も、1997年の38.4%から2021年には24.4%まで低下している。また、スイス再保険の調査によれば、2019年における日本の死亡保障不足は、アジア先進国の中でも最も深刻な水準であり、必要保障額の過小評価、消費者のリスク意識の欠如、生命保険に対する誤った認識が、日本の保障不足の根底にあるとされている。

一方で、日本も、米国同様、生保加入の多くは、営業職員・代理店を経由しているものの、相談できる金融アドバイザーを持つ消費者は、各国に比べても著しく少なく、コンサル利用は低い。

5. 今後の展望（デジタル化は生保加入促進のチャンスとなり得るのか）

日本の生保市場は成熟しており、現在でもオーバーインシュアランス状態が多いように言われている印象もある。しかしながら、日本の死亡保障不足は深刻だ、との指摘もあるように、世帯主が加入している死亡保障金額は必ずしも十分ではない状況にあると考えられる。

日米ともに、死亡保障不足は、消費者の生保に対する理解不足が主な原因と考えられ、消費者の教育・啓蒙がポイントとなろう。米国では、金融・生命保険の情報や専門家を探す際のソーシャルメディアの利用率が急速に増えてきており、日本でも、総務省の調査結果では、「情報源としての重要度」はインターネットがテレビを上回った。今後、ますますインターネット経由での情報収集が広がってくることが予想される中で、デジタルを通じた顧客接点が飛躍的に増加するものと考えられる。顧客接点の拡大に伴い、顧客のアクセスデータも蓄積でき、さらには蓄積されたデータをAI等を用いて解析することで、年代・性別等の顧客特性に応じたより効果的な情報提供も可能になってくるであろう。

一方、新NISA導入を機に、貯蓄から投資への流れの中で、日本でも金融商品の加入に際し、専門家への相談等、コンサル利用が徐々に普及してくるのではないかと考えられる。

このように、生命保険販売を巡る環境は急激に変化を遂げつつある。生保各社は、変わりゆく環境下における生保加入促進に向け、まさに準備を進めていくべき時期を迎えているものと考えられる。

損害保険におけるデジタルによるビジネスモデル変革 ～CX と DX の両立に向けて～

東京海上日動火災保険株式会社
牧原 卓也

1. はじめに

(1) コロナ後の環境変化を踏まえた損保業界における DX の進化

本発表は、コロナ後のデジタル化の加速度的な推進にともなう、損害保険業界のデジタル・トランスフォーメーション（以下、DX）のこれまでの進展を振り返るとともに、今後の AI をはじめとした更なるデジタル化の進展をいかに顧客体験価値（以下、CX）の向上に繋げるかを考察するものである。

(2) 検討対象

損保業界における、企業内及び顧客との接点において（今回は個人マーケットを中心に）コロナ後のデジタル化による変化を踏まえ、現時点で想定される生成 AI 等のテクノロジーの進化が及ぼす影響を対象とする。

2. コロナ後の外部環境の変化

(1) 少子高齢化とコロナ後の顧客嗜好の変化

コロナでの EC マーケットへの参加層拡大、生保オンライン面談の進展
→デジタル募集、保険金 Web 請求等、各プロセスにおけるデジタル化の浸透

(2) 生成 AI による影響

加速度的なデジタルの進化が顧客と保険会社との関係性に及ぼす影響
→海外事例等を参考に、生成 AI の特徴を踏まえた変化について

3. デジタルによるビジネス変革事例

(1) 損害保険会社内における業務プロセス変革

- ・営業、損害サービス各部門における業務プロセス変革（ペーパーレス、デジタル化）の事例
- ・業務生産性の向上と付加価値の提供によるデジタルと人とのベストミックスの追究（全社プロジェクトの推進）

(2) 顧客接点変革

- ・デジタルを活用した顧客とのリモートコミュニケーションの高度化
- ・オンライン商談ツールの活用

(3) 「働き方」変革

- ・社内インフラの刷新（Office365 や Teams の活用）
- ・柔軟で多様な働き方の実現

4. 今後の CX×DX の両立に向けて

昨今の業界を取り巻く厳しい環境を踏まえたうえで、加速度的に進化するデジタル領域を活用しながら顧客起点で CX を実現させるための主な領域とその課題を整理する。

(1) AI（含む生成 AI）活用：

- ・AI によるオペレーション業務の自動化
- ・チャットボットや生成 AI を利用した照会応答領域のデジタル化
- ・保険金支払い領域における AI 活用（広域災害、不正検知等）
- ・活用の高度化に伴うリスク（ハルシネーション、データガバナンス等）

(2) NPS（ネット・プロモーター・スコア）：

- ・顧客の企業に対する愛着・信頼度合いを測る指標を用いた CX の可視化
- ・CFD（カスタマー・フィードバック・データ）/NPS を活用した業務改善サイクルを通じた CX の向上

(3) お客様の基礎情報と行動データを活用した業務運営

- ・顧客単位でのデータ取得によるプロテクションギャップの把握
- ・多様なアクセスポイントを活かした顧客との接点強化

以上

情報通信技術の進展と保険業規制

元金融庁・財務省
安居 孝啓

1. はじめに

(1) 情報通信技術の進展と保険業規制の展開

近年の通信情報技術の進展は、社会経済活動に大きな影響を与えるものであり、それに応じて保険業の実態とともに、保険業に対する規制についても対応が必要となっている。本研究では、保険業法における規制に関し、これまでの書面主義から電磁的記録や電磁的方法の許容への転換に係る経緯を確認し、さらに、今後の保険業の発展を展望し、保険業規制の展開について考察する。

(2) 研究の構成

次の2では、経済活動の急速なデジタル化と国際化を背景とした、2000年以降の我が国における電子政府構築の進展や会社法制の見直しの中で、保険業法に定められた規制の電子化、すなわち、書面主義に代えて電磁的記録や電磁的方法によることを認める措置の導入が進められた経緯を確認する。さらに、3においては、近年の保険監督者国際機構（IAIS）のレポート等を踏まえ、通信情報技術の進展が今後の保険業のあり方に与える影響や保険業規制の課題等について考察する。

2. 保険業規制のデジタル対応

(1) 保険業規制のデジタル対応の始まり

- ◆ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 [IT基本法] (平成12年法律144号)
- ◆ 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律 [IT書面一括法] (平成12年法律126号)

(2) 電子政府の進展

- ◆ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律151号)
- ◆ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 [e-文書法] (平成16年法律149号)

- ◆ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律〔デジタル手続法〕（令和元年法律 16 号）

（3）株式会社手続のデジタル化と会社法

- ◆ 商法等の一部を改正する法律と商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 13 年法律 128 号・129 号）
- ◆ 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律 87 号）
- ◆ 会社法と会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔会社法整備法〕（平成 17 年法律 86 号・87 号）
- ◆ 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律 70 号）

（4）電磁的方法の多様化

- ◆ 担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成 16 年内閣府令 108 号）
- ◆ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令 2 号）

3. 情報通信技術の進展と保険業及び法規制の展望

- ◆ Issues Paper on Increasing Digitalisation in Insurance and its Potential Impact on Consumer Outcomes（2018 年 11 月）
- ◆ Issues Paper on the Use of Big Data Analytics in Insurance（2020 年 2 月）

IAIS が公表している上記のペーパー等を踏まえて、情報通信技術の発展や経済活動のデジタル化等が保険業に与える影響について、保険商品の設計や価格設定、保険募集やクレーム処理等の観点から展望する。加えて、そうした保険業に生じうる変化に対応するために必要となる保険業規制の課題や展開について考察する。

情報通信技術の発展は、データの集積や処理を飛躍的に効率化すること等を通じて、保険業に多くの便益をもたらさうるものである一方、その効率性により顧客や社会に必ずしも望ましくない結果を招くおそれもある。保険業規制は情報通信技術の発展が保険業にもたらす便益と危険のバランスをとりながら、適切に保険業の展開に対応していく必要がある。

以上

農業経営のリスクと収入保険の役割に関する考察

愛知学院大学

神田 恵未

1. はじめに

農業は一国の基幹産業であり、私たちが生きていくうえで必要不可欠な食料の提供だけではなく、環境保全や文化の継承などにおいても極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、農業従事者の高齢化と減少、さらに農業構造の差異および農業政策の効果によって、農業経営は多種多様な課題に直面している。とくに、農業経営には多くのリスクが伴い、それらは経済的、環境的、技術的、政策的な要因から生じる。

本報告では、農業経営をめぐる諸リスクについて分析したうえで、リスク対策について俯瞰する。そして、収入保険制度に焦点を当て、その役割と必要性について考察する。

2. 農業経営の主なリスク

(1) 気候と環境リスク

天候の変動や極端な気象条件は農業経営に大きな影響を与える。たとえば、台風、洪水、干ばつなどが挙げられる。「2018年度農業白書」によると、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震、台風24号等により甚大な被害が発生し、農林水産関係の被災額は過去10年間で2番目の5,679億円となり、被災地域では農家の収入が大幅に減少した。環境リスクとして、環境問題とくに土壌の劣化や水資源の枯渇、害虫の発生などが挙げられる。これらは長期的な視点で農業経営に大きな影響を与える。

(2) 人的リスク

農業従事者の高齢化や後継者不足も農業経営リスクの一つであり、農業経営の持続可能性に影響を与えている。2022年度農林水産省のデータによると、日本の農業従事者の約60%が65歳以上であり、若年層の参入が極めて少ない状況が続いているため、一部の地域では農地の荒廃が進行している。

(3) 技術リスク

農業機械やバイオ技術、デジタル農業など、新技術を導入するには高いコストがかかり、失敗のリスクも伴う。たとえば、自動化技術の導入が進む中、一部の農家では初期導入コストが高すぎて経営が圧迫されたり、期待したほどの成果が得られないケースが見られた。農林水産省の調査によれば、日本国内で自動化技術を導入した農家のうち、30%以上が導入後の経済的効果を疑問視しており、実際の利益改善には時間がかかると回答している。

(4) 市場リスク

農業経営にとって、農産物の価格変動や市場の需要変動が大ききリスクとなる。これらは、世界的な供給・需要のバランスや輸出入政策の影響を受ける。たとえば、乳製品市場では、国際的な価格競争や消費の変動により、2014年にはバター不足が問題となり、日本のバター価格は前年比で20%以上も上昇した。これは、国内生産の減少と輸入制限の影響によるものであった。

(5) 政策リスク

政府の農業政策の変更や、補助金制度の変化も農業経営のリスクとなる。とくに、貿易協定や環境規制の変更が影響を与える。たとえば、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への参加により、日本の農産物市場が国際的な競争にさらされ、一部の農産物とくに米の生産者が価格競争に苦しむ事態が懸念された。

3. 収入保険の仕組みと特徴

収入保険とは、農業経営者が自然災害や市場価格の変動、その他の理由で収入が減少した場合、その損失を補填するための保険制度である。日本では、農業の収入を安定させるために2019年から全国的に導入された。この保険は、農産物の種類や生産方法に関わらず、ほぼすべての農業経営者が対象となり、収入の減少に対する保障を提供政策保険である。

農業経営者の基準収入は、農業者ごとの過去の収入の平均を基本としつつ、保険期間中に見込まれる農業収入金額を考慮して計算される。保険料は、補償対象となる収入に応じて設定される。農業経営者は、補償額の設定に応じた保険料を負担するが、保険料の50%が政府によって補助される。

収入保険のメリットとして、①収入の安定、②幅広い適用範囲、③補助金制度が挙げられる。デメリットとして、①収入が不安定な農業者にとっては、保険料の負担があり、②複雑な手続きが農業者にとっての参入障壁となる可能性もある。③保険金は過去の収入を基に計算されるため、過去に異常な高収入や低収入があった場合、適切な補償が受けられない場合がある。また、経営が急激に拡大・縮小した場合、保険が適切に機能しない可能性もある。

4. 収入保険が果たす役割と課題

収入保険は、農業者が予期しない災害や市場の変動による収入減少に直面した際に、その損失を補償することで、農業経営の安定化を図る。これにより、農業者は長期的な視点で経営計画を立てることができ、経営の持続可能性が高まる。一方で、収入保険は、農業者にとってのリスク管理ツールとして機能する。自然災害や市場価格の変動など、従来は予測不可能なリスクに対しても、一定の保険金が支払われることで、リスクを分散することが可能となり、農業者は経営の不確実性を減らし、経営の安定性を向上させることができる。そして、収入保険の導入により、農業者は新しい技術や作物の導入、または市場開拓に挑戦できるようになる。これが農業経営のイノベーションや多様化を促進し、持続可能な農業の実現に寄与するであろう。

ただし、収入保険制度とその他支援制度の併存による非効率化や不公平性も指摘されており、本報告ではこれらかの課題についても論究する。

生命保険における死亡プロテクションギャップの推移と要因分析

八戸学院大学

崔 桓碩

1. はじめに

世界的に自然災害リスクが高まる中で、レジリエンスを高めるためにプロテクションギャップを縮小することが重要な課題となっている。2019年に発生した COVID-19 パンデミックはわれわれの生活に大きな影響を与えており、これまで以上に生命保険と医療保険への加入が必要となってきた。

しかし、現状として生命保険の世帯加入率は 1994年に 95%でピークを迎えた後、減少傾向をみせており、無保険状態の世帯が増えている。また、物価の高騰などのような様々な経済的な要因により、必要とされる保障額を満たしていない過小保険状態の世帯も多い。

生命保険におけるプロテクションギャップの拡大は、特定の偶然事故に関連する経済上の不安定を除去・軽減するという生命保険の機能が十分に発揮できない可能性があり、さらには貧困層の増加などといった新たな社会問題にまで発展する恐れも存在する。

そこで本報告では、生命保険における死亡プロテクションギャップの推移とその要因について分析したい。そして、死亡プロテクションギャップを縮小し、より多くの人々が適切に生活リスクへ対応できるよう、必要な政策的インプリケーションについて考察したい。

2. 生命保険における死亡プロテクションギャップの定義

(1) プロテクションギャップの定義

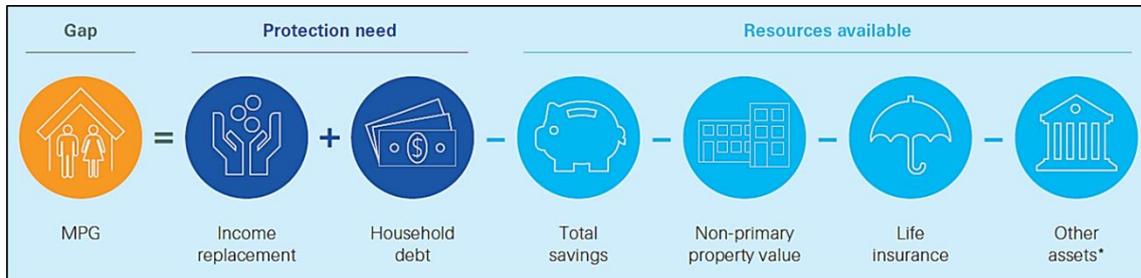
プロテクションギャップとは、一般的に経済損失額 (Economic Loss) と保険に引受けされている損失額 (Insured Loss) の差を指している。

しかし、プロテクションギャップの範囲は多岐にわたっており、内容によって定量化の測定方法が大きく異なる。たとえば、損害保険分野では「自然災害プロテクションギャップ」「サイバープロテクションギャップ」などがあり、生命保険分野では「死亡プロテクションギャップ」「年金プロテクションギャップ」「医療プロテクションギャップ」などがある。

(2) 死亡プロテクションギャップの定義および測定方法

死亡プロテクションギャップは、図1のように、一家の主な稼ぎ手が予期せぬ死を迎えた場合の世帯の必要保障額と、家族の将来の生活水準を維持するために利用できる財源の差額として定義されている。必要保障額には家計の将来所得と住宅ローンのような未払い債務の返済があり、利用できる財源は金融資産と生命保険金、そして社会保障給付などがある。

(図1) 現在価値の観点から死亡プロテクションギャップの測定方法



(出典) Swiss Re (2020) 『Closing Asia's mortality protection gap』, p.4.

3. 生命保険における死亡プロテクションギャップの現状

Swiss Re (2020) によると¹、日本の死亡プロテクションギャップは、2019年に日本の必要死亡保障額の61%に相当する8兆米ドルに達し、アジアの先進市場の中で最も深刻な状況である。

さらに、生命保険普及率はアジア太平洋地域で最大であるにもかかわらず、世帯の68%は依然として過少保険の状態となっており、世帯当たりの死亡プロテクションギャップは平均約3,200万円超である²。

4. 生命保険における死亡プロテクションギャップの推移と要因分析

Swiss Re (2020) による死亡プロテクションギャップの測定方法に従い、単年度のみ分析ではなく、今までの推移を分析し、現在、死亡プロテクションギャップは拡大傾向にあるのか、それとも縮小傾向にあるのかを明らかにし、その要因について分析する。さらには、今後どのような課題および対策が必要なのかについても考察したい。

¹ Swiss Re (2020) 『Closing Asia's mortality protection gap』 July 2020.

² Swiss Re (2020) 「日本の世帯の死亡保障ギャップがアジア先進市場の中で最も深刻」 『Market Announcement』, p.1.

介護保険料の将来推計に基づく 公的介護保険制度の持続可能性に関する考察

早稲田大学

谷口 豊、大塚 忠義

1. 背景

我が国では平均寿命が年々伸びる中、老後の資産が枯渇せずに生涯を終えることができるかについて国民の関心は高い。老後の生活費の負担としては介護費用の他、介護保険料の負担も挙げられる。

介護保険制度の保険者は市町村であり、介護サービス費用を給付するための財源は、半分公費と半分保険料で賄われている。2000 年の介護保険制度開始時点は介護保険料の全国平均（加重平均）は 2,911 円だったが、約 20 年経過した 2023 年時点の全国平均は 6,014 円と 2.07 倍の増加となっている。今後ますます高齢化率の進展とともに介護保険料も増加していくことが見込まれる。

2. 目的

介護保険料の増加は高齢者の生活費の負担の増加を意味し、勤労所得のない年金収入だけで生活している高齢者にとっては老後資産を枯渇させる要因になり得る。公的介護保険制度の持続可能性については、様々な視点から検証されるべきであるが、本稿では高齢者の介護保険料の負担能力の視点から、将来の介護保険料が高くなった場合においても介護保険料の支払いが可能であるかの確認を行うことを目的とする。

3. 方法

介護給付等実態調査の 2009 年から 2022 年の計 14 年分のデータを用いて、生年差、時代差、年齢差を区別したコーホート分析を行い将来 2040 年の要介護認定割合を推計する。推計した全国平均の要介護認定割合（性別・年齢別・要支援要介護度別）を 2040 年の各市区町村の性別・年齢別の推計人口に乗じて各保険者の要介護認定者数を算定し、それに「介護保険事業状況報告」の保険者別の認定者 1 人あたりの介護費用実績（要支援要介護度別、居宅介護/地域密着型介護/施設介護別）を乗じることで、各保険者の 2040 年の介護保険料を算定する。

4. 結果

介護保険料が高い地域は 2020・2040 年ともに青森県、秋田県、大阪府などの地域であることを確認できた。一方で、介護保険料が低い地域は 2020・2040 年ともに村や島部および北海道などの地域であることを確認できた。また、2020 年から 2040 年にかけて介護保険料の増加率が

きい地域は大阪府、埼玉県、千葉県、茨城県などの地域に集中している。2020年時点では埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県などの東京近郊では介護保険料が低い地域として認識されていたが、これらの地域は将来の介護保険料の増加率が大きく、2040年時点では介護保険料が低い地域としてランキングされていないことも確認できた。

5. 結語

2020年の現時点で介護保険料について懸念が示されていなくとも、将来20年後の2040年時点で介護保険料の増加が著しく生じる地域は、埼玉県、千葉県、茨城県などの地域に集中していることが確認できた。介護保険料は3年ごとに見直され、見直しの都度上昇傾向にある。つまり、年を重ねるごとに貯蓄残高は一般に減少していくが、さらに追い打ちをかけるように3年ごとに介護保険料の支出が増加していくことになる。介護保険料がもともと高い地域では、家計を調整することなく現状の生活水準を維持することで老後資産の見通しはたつが、一方で介護保険料が低い地域ではあったが介護保険料の増加率が著しい地域では予期せぬ将来の介護保険料負担が生じ、現状の生活水準を維持していくことが困難な状況も起こり得る。介護保険料の高低ではなく、介護保険料の増加率の大小がより老後資産を検討する上で重要になると考える。

共済契約における大規模自然災害による共済金の削減払い—保険との比較

沖縄国際大学

黒田 佳祐

1. はじめに

地震保険契約や地震損害を填補する共済契約では、大規模な地震が発生した場合、支払われる保険金（共済金）が巨額となり得るため、発生した損害額によっては、保険金を削減する旨の規定が設けられている。

保険契約と共済契約とでは、制度そのものが異なるため上記削減払いに関する規定が異なり、かかる差異がいかなる効果をもたらすか、どのような問題があるかを検討する。

また、過去の大規模自然災害（東日本大震災等）においては、保険金（共済金）は削減されずに支払われているが、今後、大規模自然災害が起きた際に削減払いがなされる可能性は否めず、これにより契約者間の平等性・公平性が損なわれるといった問題が指摘できる。大規模自然災害を原因とする保険金（共済金）の削減払い規定に、どのような課題があるのかを検討する。

2. 地震による損害を填補する契約の概要と削減払い規定について

震災はときに異常に大きい損害が発生するおそれがあるため、地震保険では1回の地震等による保険金総額の限度額（総支払限度額）が設定されている。なお、この総支払限度額は、2021年4月改定により12兆円となっている。そして、地震保険契約によって支払われるべき保険金の総額が総支払限度額を超える場合には、個々の支払保険金を削減することができる（地震保険法第4条）。

地震保険制度以外で地震による損害を填補する契約としては、JA共済の「建物更生共済」やこくみん共済coopの「住まいる共済（自然災害共済）」などが存在する。これらの仕組においても、共済金の削減規定が設けられており、これらの仕組には、支払事由が異常に発生した場合に保険金を削減する旨の規定がある。このような規定は、地震保険制度にはみられない削減規定である。

3. 削減払い規定に関する問題点

これまでに地震保険金（共済金）は、2011年の東日本大震災を含め、削減されることなく支払われているが、近い将来発生する可能性のある首都直下型地震や南海トラフ地震などの巨大地震が発生した場合に削減払いがなされる可能性はある。過去の大規模自然災害では、火災保険における地震免責条項の適用をめぐる複数の法的紛争が生じている。そのため、今後、地震保険金（共済金）が削減されるような事態が発生した場合には、削減払いの実施をめぐる争いが生じることが十分に考えられる。

例えば、上述した共済契約にみられる「支払事由が異常に発生した場合の共済金の削減」についての規定は、その発動が不明確であるために、不当条項規制や作成者不利の原則との関係で問題となるおそれがあるのではないかと考える。

しかし、結論としては、①異常な危険を除外することの必要性（さらに地震保険と異なり政府再保険がないこと）や、②約款に「異常危険準備金等の支払財源が不足するとき」などの説明があり、契約者側もどのような場合に共済金の削減等が行われる可能性があるのかわからないわけではないことから、共済契約におけるこのような削減規定は適当であると考えられる。

また、削減払い規定に関するその他の問題としては、大規模な地震が連続的に発生した場合に、保険契約者間の平等性・公平性を損なう恐れがあるのではないかということや、大規模災害が発生した場合の処理について、民間の保険会社に加入している場合と共済に加入している場合とで、異なった処理がなされる可能性があるということが考えられ、この点についても論じる。

生殖補助医療の保険適用化とアクセスの公平性に関する研究

東京都立大学 大学院

長澤 昇平

1. はじめに

医療に関するアクセスの公平性とは、OECDの報告書によれば、社会経済的地位にかかわらず、同じ健康状態にある人々が、同じ医療サービス利用を享受している場合に達成されると定義されている³。具体的には、「受診費用の程度」、「医療施設までの距離」、「人種・文化・情報の障壁」、「待ち時間」の4要素で構成されるとしている⁴。

このうち「医療施設までの距離」には、大別して二つの側面が存在する。すなわち、診療圏としてどの程度の患者数が見込まれるのかという経営管理の面と、患者の医療施設までの地理的移動コストというアクセシビリティの面である。とりわけ、保険診療であれば、国民皆保険制度のもとで運用されていることから、公平なアクセシビリティの確保が求められる。しかし、これまで医療施設の偏在による医療アクセスの格差が指摘されている⁵。

本研究では、こうした医療アクセスの格差について、生殖補助医療に焦点を当てて検証する。生殖補助医療とは、不妊治療のうち体外受精や顕微授精など高度な治療方法のことを指し、2022(令和4)年3月まで保険外診療(自由診療)であったが、同年4月から健康保険の適用となった経緯がある。そこで、自由診療から保険診療に切り替わることで、受診者のアクセシビリティの確保も考慮されているのか検証すべきと考えた。

2. 生殖補助実施医療機関のこれまでと現在

全国の医療機関数は178,724か所であるのに対し、産科等を標ぼうする医療機関は11,577か所と全体の6.5%程度にとどまっている⁶。その中でも、生殖補助医療を行う医療機関は、保険適用前の2020(令和2)年10月時点では601か所⁷と、産科等標ぼうの医療機関の5.2%程度に限られ

³ OECD Study on Private Health Insurance. (2004). "Proposal for a Taxonomy of Health Insurance", OECD Health Project, OECD.

⁴ OECD. (2009). "Health at a Glance: OECD Indicators", OECD Publishing, Paris.

⁵ 三宅 貴之, 佐藤 栄治, 三橋 伸夫, 熊川 寿郎. (2014). 「アクセシビリティと受療割合から見た二次医療圏の検討」, 日本建築学会計画系論文集, 79 (702): 1783-1790.

⁶ 厚生労働省「令和2(2020)年医療施設(静態・動態)調査(確定数)」に基づき、「産科」、「産婦人科」、「婦人科」を標ぼうする医療機関を単純集計

⁷ 厚生労働省ホームページより収集 URL:

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12895174/www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

ていた。すなわち、医療機関は多く存在しているものの、生殖補助医療を実施する施設は少ないという事情があった。

加えて、保険適用前の 2020(令和 2)年 10 月時点での都道府県別の施設数をみた場合、平均値 12.8 か所、中央値 7 か所、最大 100 か所、最小 2 か所となっていた。記述的な分析を通じて三大都市圏に多いことが確認された。ただし、女性人口(20 歳から 39 歳まで)をもとに施設数をみると、10 万人あたりの施設数は、都道府県の中でも最大で 8.2 か所に対し、最小は 1.5 か所にとどまっていた。また、必ずしも三大都市圏に医療機関が集中している状況というわけでもなかった。

2022(令和 4)年 4 月の保険適用から 2 年が経過する中で、こうした保険適用前の状況が今日どのように変化しているのか、記述的にまずはその結果を報告する。

3. 空間的分析による検証と考察

記述的分析に加え、空間的分析を試みるべく、地理情報システム(Geographic Information System, 以下 GIS)を用いて実証的にアクセシビリティを検証することとした。これまでも GIS を用いることで、医療需給の把握や診療圏の可視化などの試みがなされている⁸。

とりわけ生殖補助医療が保険適用化された後は、従前に比べて人口カバー率が上昇しているべきであるが、実情がどのようになっているのかこれまで明らかにされていない。そこで、受診者にとってアクセシビリティが確保されているのかどうかを検証するうえで、生殖補助医療を行う医療施設を地図上にプロットし、公表された市区町村別の女性人口を用いて、空間的に人口カバー率を算出することとした。同時に、アクセスしづらくなっている対象地域と対象者数も具体的に把握することとした。

こうした分析結果を踏まえたうえで課題を明らかにし、今後の公私の保険の役割や方向性について若干の考察を加えて報告する。

4. おわりに

保険診療として実施する生殖補助医療について、国民皆保険制度のもとで、どのように地理的なアクセスの公平性を担保すべきか、その方策について健康保険だけではなく民間の医療保険も含めて、今後の取り組むべき方向性について示唆を試みる。

⁸ 石川 ベンジャミン光一. (2016). 「大規模医療データの GIS 分析：その現状と課題」, 医療と社会, 26(1): 61-72.

再保険契約における受再者の追従義務に関する考察

国士舘大学
武田 典浩

1. はじめに

再保険とは、保険者（出再者）が自己の負担する保険責任の一部または全部を、他の保険者（受再者）に転嫁する経済活動であり、保険者は再保険を通して、自らの引受能力を補完するとともに引き受けた危険の分散と平準化を図っており、再保険は保険事業経営の安定と強化を実現していくうえで非常に重要な手段となっている⁹。日本における再保険の議論は、その制度概要を紹介する程度にとどまり、当事者間における法律関係の分析については、わずかな例外を除き¹⁰、それほど議論が進んでいない状況であった。しかし、近時、日本においても再保険契約関係における保険金の支払いに関する事件が現れるようになってきており、その法律関係の解明が課題になってきたといえよう。

そこで本報告では、近時出された裁判例を素材に、再保険契約における法律関係、とりわけ、出再者とその被保険者で行った元受保険の処理に受再者が追従しなければならないという、いわゆる受再者の追従義務（同義務を規定する条項は Follow the Settlements 条項（以下、「FS 条項」という）という）の発生根拠とその内容を分析する。

2. メキシコ湾原油流出再保険金請求事件

史上最悪の環境被害をもたらしたとも言われているメキシコ湾原油流出事件において、被保険者が支払った和解金について出再者が被保険者に対し元受保険契約上の保険金を支払い、同額について出再者が受再者に再保険金の支払いを求めたところ拒否されたので、同再保険金の支払いを求めて訴訟が提起された（以下、「本件」という）。

本件においては、原告の主張に拠れば、出再者がコントロールできない状況と運命を受再者も共にするという原則である Follow the Fortune 原則（以下、「FF 原則」という）の適用が主に問題となり、FF 原則に関する明示的規定が存在しない場合であっても、商慣習（法）として FF 原則の適用があるかが問題となったが、原審・控訴審ともに、これを否定した。しかし、本来ならば、本件においては、FF 原則よりもむしろ FS 条項の適用の可否が主に問題となるはずであったと思われ、それを踏まえると、本件判示は、FS 条項の商慣習（法）性を否定したと評価することもできる。このような判示を踏まえると、FS 条項の適用があるには明示的規定が必要であると評価できよう。

⁹ 大谷光彦監修（トーア再保険株式会社編）『再保険その理論と実務 [改訂版]』（日経 BP コンサルティング、2011）1 頁。

¹⁰ 例えば、鳥賀陽然良「再保険の意義並に性質」『商法研究第四卷』（有斐閣、1936）1 頁、同「再保険契約関係より生ずる特殊の義務に就て」同 71 頁、松木太郎『再保険法の理論』（有斐閣、1957）など。

3. FS条項の商慣習（法）性、明示的規定の要否

本件においては、商慣習たりうるための慣行の間接的事実、商慣習法たりうるための裁判規範としての拘束力などを理由として、FS条項の商慣習（法）性を否定した。しかし、そもそも比較法的にみても、FS条項の適用のためには明示的規定が必要であるとするのは英米法系（とりわけイギリス法¹¹）の状況であり、明示的規定を要さず、商慣習（法）によりFS条項が適用されるとするのはドイツ法の状況である。しかし、再保険市場においてはドイツよりもイギリスがはるかに優勢であることなどからして、ドイツ法から示唆を得た商慣習（法）と理解する見解を維持していくことは困難であるかもしれない。

4. おわりに

以上のような検討を踏まえて、本件判示内容を検討していく予定である。

¹¹ 拙稿「イギリス再保険法における Follow the Settlements 条項—近時の裁判例を参照して—」損害保険研究 84 巻 4 号 1 頁（2023）。

非マスリスクに対する保険理論：問題提起

早稲田大学
中出 哲

1. リスクから見た保険制度

保険は、リスクに対処する制度であり、対象とするリスクも様々で、保険の内容は対象とするリスクの性格によって異なってくる。このことは、あまりにも当然であるが、これまでの保険理論や保険法研究においては、その点を重視していなかった面はないか。多様な保険があっても、保険理論として原理や原則を探求する場合に、対象とするリスクを暗黙裡に生命保険や自動車保険などの大数の法則が適合する種類を前提としていなかったか。

また、保険法は、保険給付の算定方式を基準として保険契約を損害てん補方式と定額給付方式に分けて規律を示していることから、契約法理の研究においても、給付様式をもとにした契約類型化に注目する反面、対象とするリスクの特徴をもとに契約に適合する原則を研究する面は弱かったのではないか。

筆者は、保険の二大原則（給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則）について考察する中で、二つの大原則が必ずしも国際的に認知された原則ではないこと、両原則が適合しない保険も多く存在することを指摘して、リスクの特性（大数の法則が効くかどうか）をもとに保険制度を分けて研究することの意義について問題提起した¹²。

本共通論題は、この問題提起をもとに、保険数理、保険契約法、保険実務などの視点から、マスリスクの保険と対比される非マスリスクの保険の特徴を明らかにするとともに、こうした分析の視点が有する意義を探るものである。

2. 大数の法則からみた保険の性格に基づく分類

保険は大数の法則を利用した制度であることは一般人にとってもほとんど常識になっているが、保険でいう大数の法則の意味は必ずしも明確でなく、数が多くなることでプーリングによるリスク分散効果が働くことを大数の法則が効くという場合もある。ここでは、プーリングと大数の法則は分けて考えて¹³、標本数が多くなることで一定の予測が高まり、それをもとに保険料（危険保険料）を算定することができるリスクを大数の法則が効くリスクと称する¹⁴。それを前提に、マスリスクの保険と非マスリスクの保険に二分化して考察する。

¹² 「中出哲「リスクから見た二つの保険制度—保険の基本原則を手掛かりとした問題提起—」生命保険論集 221号1頁（2022年12月）

¹³ プーリングによって損失の分散は図れるが、それだけでは危険保険料の事前予測までは難しい。

¹⁴ 予測ができるためには、統計データ等の整備が前提となる。

マスリスクの保険とは、大量の契約を集積させて大数の法則が成立することを前提にする保険で、生命保険、自動車保険、住宅火災保険、傷害保険など、統計データに基づく予測性が高く、大量の契約を集めることで安定的な運営を期待できる保険をいう。一方、非マスリスクの保険とは、データが少なくて事前の予想が難しかったり、データがあっても契約件数が少ないために安定的な保険運営が難しい保険をいう。宇宙保険、海上保険、再保険、大規模工場の保険、大規模サイバーリスクの保険、パンデミックによる生命・健康・事業中断保険などである。この区分はリスクの性格に基づくもので、両者間で明確な線引きは難しい。

3. マスリスクの保険と非マスリスクの保険の違い

①事業面における違い：マスリスクの保険では、大量の契約の集積が重要で、極端にリスクが高いもの、集積リスクなどを排除することが合理的となる。リスクプーリングの仕組みをいかに機能させるかが重要となる。危険差での過剰利益は、リスクの実態より多くの対価を得ていたことを意味し、危険率測定に安全率を織り込みすぎていたことなどが理由といえる。一方、危険差で利益を得ることで競争すれば、リスク選別に拍車をかけることになってプロテクションギャップを発生させやすい。競争は、付加保険料部分で行うことが期待され、定型商品、業界レベルでの標準約款策定、損害査定標準化などは、理論的にみて合理性がある。一方、非マスリスクの保険では、案件ごとのリスク評価と保険条件の設定、引受判断、保険料設定が重要で、また、再保険をグローバルに手配することが不可欠で、再保険回収に支障が生じないようにする必要がある。保険者は、危険団体の運営面よりも個別取引からのリターンを重視し、危険差で儲けることが中心となる。保険商品は、個々のリスクの実態を踏まえることになり、リスク限定の方策を契約に反映することが問われる。

②保険契約面における両者の違い：マスリスクの保険は、典型的な符合契約となり、民法上の定型約款による契約となる。約款解釈においても定型取引としての視点が重要である。告知義務は、集団のリスクから極端に離れるものを排除する機能が重要となる。保険金支払いでも画一性が重要となる。一方、非マスリスクの保険では、個別の合意がより重要となり、個別文言の解釈も問われる。告知義務は適合する条件を定めるために必要といえる。危険を限定する条項が重要となり、約款のドラフティング能力が問われる。再保険との関係で国際的に調和する約款が求められる。損害査定は、個別性が高く、高度な専門性が必要である。

③保険事業における分離、人材育成

二つの保険では、対象とするリスクが異なり、事業の性格も異なるので、両者間で一定程度の事業隔離が合理的でないか。欧米では、両者を別会社として運営するケースが多く、市場も分かれている。両者で事業に問われる専門性や事業に適合する人材も異なるのではないか。

非マスリスクに対する保険数理上の課題 ーリスクからみた二つの保険制度の探求ー

早稲田大学
星野 明雄

1. はじめに

(1) マスリスクと非マスリスク

共通論題「非マスリスクに対するグローバルな保険契約の理論と課題」につき、保険数理面の考察を試みる。本報告では、マスリスク¹⁵を、大数の法則がよく適合し、損害の期待値が過去の統計から相当の制度で予測できるリスクとし、非マスリスクを、これに該当しないリスクとする¹⁶。マスリスクでは、大数の法則によって、純保険料を過去の統計から高い精度で算定できるが、非マスリスクではこれは困難である。

(2) 非マスリスクの保険の位置づけ

天災等の集積損害リスクや、希少品損壊リスク等の非マスリスクの保険は広く存在する。歴史の古い海上保険の対象は、多くが非マスリスクである。新たな社会課題に対する保険には、時間によりリスクの態様変動する非マスリスクを取扱うものが多く、パンデミック保険、情報漏洩保険、労災保険メンタルヘルス補償等の例がある。

非マスリスクの保険には、今後拡大が見込まれるものも多いが、伝統的な保険理論はマスリスクを検討の中心に据え、非マスリスクを正面から論じるものは少ない。損害保険数理に関しては、非マスリスクに適用可能な複数の保険料算定理論があるが、実際との間にギャップがある。非マスリスクの保険料算定のフレームワークは十分整備されているといえない。

2. 大数の法則と非マスリスク

(1) 二種類の大数の法則ー純保険料決定か分散減少効果か

保険数理のテキストは、一般的な大数の法則を、確率変数が独立同分布に従うことを前提に、その平均値が分布の期待値に収束することであると記述する。ほかに前提条件なく成立する（広義の）大数の法則があるが、これは平均値と期待値の差の分散が漸減することを示す定理であって、保険料算出には使用できない。以下は、一般的な大数の法則を検討する。

¹⁵ 保険のテキストには、通常マスリスクの語は見られない。欧州の文献には、ソルベンシーII指令のラージリスクに対する概念としてマスリスクをとらえ、リスクをこの両者に二分する例が見られる。

¹⁶ 中出哲「リスクからみた二つの保険制度ー保険の基本原則を手掛かりとした問題提起」生命保険論集第221号p.19の見解に倣う。

(2) 非マスリスクの保険料算出原理

非マスリスクでは、収支相等原則によって保険料を定めることが困難である。これに代わる保険料の算出原理としては、以下のようなものが考えられる。

A. 利益最大化を目指すプライシング

保険購入者の価格感応度を考慮し、保険者の利益の最大化を図る

B. リスクに見合うリターン（リスク・プレミアム）

大数法則の不適合により保険者に生じるリスク織り込む。リスクの評価は評価者の選好によるため、保険経営者のリスクアピタイトにより決定される

C. 科学的モデル等による「期待値」の追求

大数の法則に代え、科学的モデルを用いて、期待値の予測を図る

保険数理は、各原理に方法を提供する。リスク・プレミアムの保険料への織込みと、地震等の自然災害モデルの検討が進んでいるが、これらの前提となる思想の確立も急務と考えられる。

3. 非マスリスクに関する保険数理上の課題

非マスリスクの保険は、マスリスクの保険に付随して副次的に存在しているものではなく、多くの領域で重要な役割を果たしている。マスリスクの主要保険が浸透した今日、非マスリスクの保険の重要性が増すことが考えられる。非マスリスクの保険を正面から取り上げ、その課題を解決してゆくことが求められており、その課題には上記の保険料算出原理を含む数理も含まれる。その解決に当たっては、非マスリスクの保険の多様性を踏まえた対応が求められる。

大数の法則の有効性を阻害する要因は、その前提である3要件（1）同一分布性（2）独立性（3）データ量の十分性の、一または複数が不充足であることにより生じる。同一分布性のない希少な対象物の保険と、独立性を欠く集積損害の保険のリスクの性格が異なるように、充足を欠く要件によって、リスクの態様が異なっている。さらに、大数の法則は悉無律と対極的な漸近的な法則であり、このため多くのリスクは、典型的なマスリスクと非マスリスクの間に中間的に分布する。これらのことを考えると、非マスリスクを取り巻く数理上の多様な課題に対して、これを検討する俯瞰的なフレームワークが求められていると考える。

フレームワークの構築には、収支相等原則に代わる保険料計算思想の確立と、多様性のある非マスリスクの整理分類が必要である。本報告の示す3種の算出原理と、大数の法則の前提充足状況による分類が、その一步に貢献できたら幸いである。

企業リスクマネジメントの実務と課題

マーシュ ブローカー ジャパン
村山 知生

1. はじめに

本発表は、日本と欧米の企業リスクマネジメントを比較し、欧米流のグローバルなリスクマネジメントを実践しようとする日系企業の課題を保険ブローカーの視点から解説するものである。併せて、近年活用されることが増えてきた非マスリスク保険について紹介する。

2. リスクマネジメントにおける日系企業と欧米企業の違い

(1) 日系企業のリスクマネジメント体制と保険プログラム

日系大企業¹⁷の多くは、グローバルなリスクマネジメントを実践していない。外国のリスクは本社の社員よりも現地の社員の方が詳しいので、リスクマネジメントを国毎に分け、縦割りの体制で行っている。保険も同様に、国毎あるいは法人毎に個別手配している会社が多い。

(2) 欧米企業のリスクマネジメント体制と保険プログラム

欧米大企業は、リスクマネージャーと呼ばれるリスクマネジメント専任者を擁し、本社主導のグローバルなリスクマネジメントを実践している会社が多い。国や現地法人毎の個別最適を目指すのではなく、グループとしての全体最適を追求するという考えが根底にある。また、複数の国や法人が損害を被るような大規模な事故に直面した場合でも、本社のリスクマネージャーがグループ全体への影響を迅速に分析・把握できる体制を取ることで、株主等のステークホルダーに対する説明責任を果たすことを可能としている。

保険においては、全世界の法人が包括的にカバーされるグローバル保険プログラムが極めて一般的なツールとして活用されている。保険カバーの漏れや重複を排除し、本社ならびに全世界の法人が同じ保険カバーを共有することで、事故対応が容易となり、同時に高い費用対効果を実現している。

3. 日系企業の課題

(1) グローバル化・複雑化したリスクへの対応

¹⁷ 本発表では、日系・欧米共に連結ベースの年間売上 5000 億円以上の企業を大手企業とした

近年、多くの大企業が海外展開を加速させ、同時に製品の価格競争力向上を追求した結果、製造業を中心にサプライチェーンがグローバル化・複雑化した。しかしながら、国毎・縦割りのリスクマネジメント体制では国境を越えグローバルに連関するリスクの全体像を把握することが困難で、リスクマネジメント体制の見直しを余儀なくされている。また、保険についても、国毎に個別手配された保険では事故時に保険が思うように機能しないケースが散見されるようになり、同様に見直しを余儀なくされている。

(2) 求められるガバナンス力

グローバルなリスクマネジメント体制を構築し、グローバル保険プログラムを導入するためには、本社主導の強いガバナンスが求められる。グローバルベースで全体最適を追求するためには、時として海外現地法人の意向に反する方向で進める必要があることから、本社のトップダウンによる意思決定が不可欠となる。

しかしながら、このことには本社の苦手意識が強く、本社主導の変更を思うように進められないケースが多い。本社にリスクマネージャーを擁しておらず、リスクマネジメントや保険に関する専門知識や豊富な経験が無いことも足かせとなっている。

4. 非マスリスク保険

近年、大数の法則が成り立たない非マスリスク保険の存在感が増している。これらは相対的に保険料が高額である場合が多いが、ビジネスの当事者にとって保険手配が不可欠となる場合もあり、保険商品の充実や限度額の高額化に期待が高まっている。世界の大企業に活用されている非マスリスク保険をいくつか紹介したい。

- 表明保証保険
- Tax Liability Insurance
- ポリティカルリスク・ストラクチャードクレジット保険

保険法は非マスリスク保険を適切に規律できるか

神戸大学
榎 素寛

1. マスリスク保険を前提とする保険法

従来の保険法研究においては、海上保険を除けば、研究対象はほとんどがマスリスク保険を前提としており、保険法の制定時においても、保険法は「基本法」であることが強調され、生命保険・傷害疾病定額保険はもとより、損害保険についてもマスリスク保険を前提として検討されてきた。それゆえ、保険法においては、36条で、海上保険・航空保険・原子力損害賠償責任保険・事業性の保険について片面的強行規定の適用対象外とするにとどまり、それ以上の非マスリスク保険を前提としたルールは定められていない。

このような立法の態度は、好意的に評価すれば交渉力が対等な（あるいは保険契約者の交渉力が高い）企業保険分野のうち非マスリスク保険については契約自由を認めるものであり、批判的に解釈すれば、基本法であることの制約により立法時の検討を放棄したものと評価されよう。いずれにせよ、立法論・解釈論の空白地帯は大きく広がっている。

本シンポジウムで示されるように、そもそも非マスリスク保険自体の解明も難しく、散発的な紛争において適用されるべき法規範も明確ではない。そこで、本報告では、あるべき姿を明らかにする準備作業として、どのような検討をしなければならないかを洗い出すことを目標とする。

2 検討対象

非マスリスク保険の問題の考察には、以下の諸点がマスリスク保険との違いであり、検討が必要であると思われる。報告（一部パネルディスカッション）においては、時間の制約により、これらの一部を取り上げる予定である。検討においては、望ましいルールが何か（あるいは保険法のルールが望ましくないか）の検討は試みるが、議論の蓄積もないことから結論を示すことは困難であり、問題提起が中心となる。また、ルールそれ自体の適切さだけでなく、保険法をデフォルト・ルールとして機能させるか、裁判例での解釈準則とすることが適切か、などの視点が必要である。

第一に、マスリスク保険の保険としての特徴である、大数の法則を前提とした諸ルールの検討である。典型的には、給付反対給付均等の原則を背景とした告知義務や危険の増加／減少にかかる保険法固有の規律を、非マスリスク保険に妥当させる根拠は疑わしい。

第二に、マスリスク保険の保険契約者の特徴である、購入主体が一般大衆であることを前提と

した、保険契約者・被保険者保護の諸ルールの適用の是非の検討である。たとえば、請求権地位や片面的強行規定に関するルールが外れるとしても、どの程度の逸脱が可能か、契約解釈をどのような指針で行うかは、紛争が少ないこともあり明らかではない。

第三に、マスリスク保険の特徴である、保険契約者の平等取扱いの必要性にかかる諸ルールの検討である。保険としての附合契約性と企業契約としての真意追求のどちらを重視するか、値付けの自由に関する問題など、保険法・保険業法全般に問題が及びうる。

第四に、非マスリスク保険の特徴の一つである、集積リスクやリスクの個別性に関する検討である。地震保険に関する紛争もほとんどが家計保険分野だったこともあり、日本で判例はほとんど存在せず、比較法的にも蓄積に乏しい。

第五に、非マスリスク保険では、契約内容の約款からの修正が行われることが珍しくないことを前提とした、約款の拘束力や、普通保険約款を前提とした契約の構造のあり方に関する検討である。保険商品が普通保険約款に特約を加えた形で構成されるのであれば家計保険の条項・解釈を引きずることになるし、個別にドラフトを行うのであれば保険法固有の解釈手法の必要性は疑わしくなる。

第六に、非マスリスク保険が、保険以外の手段も含めたリスクマネジメント手段の一つであることに伴う、保険法の諸ルールを適用させる必要性の有無に関する検討である。デリバティブ取引などと対比しての議論はこれまでもあったが、いったん保険という性質が与えられてしまうと保険法の規制（契約法・業法とも）を受けることになるのであれば、それが非本質的かつ無用な足かせとなることはありそうである。

第七に、非マスリスク保険の一部である責任保険・費用保険等の特徴である、保険事故の発生に被保険者の意思や行為が関わることにに関する検討である。典型的には、モラル・ハザード対策や機会主義的行動の抑止に関するルールと約款解釈が問題となる。マスリスク保険では、故意の保険事故招致や架空請求、損害額の増加などの形で被保険者の行為が現れるが、保険を前提としない意思決定・経営判断を前提とする類型の非マスリスク保険では、問題の現れ方が異なることになる。

第八に、非マスリスク保険においては代理店や仲立人が関係することが多いこと、複数の保険会社に関係すること、英文約款や国際性、再保険を前提とすることに関する検討である。典型的には、保険募集規制、レイヤー型保険における約款解釈、保険者間の求償、日本法と発想の違う約款の解釈指針などである。

米国保険契約の理論と実務から見た日本の非マスリスク保険契約の実務課題

一橋大学
小林 一郎

1. はじめに

我が国の保険法では、各種課題に取り組むための理論として、保険制度が成立する前提としての大数の法則と、そこから派生する給付・反対給付均等の原則及び収支相等の原則が示される。しかし最近では、大数の法則及び二大原則を過度に意識することの弊害を問う見解が現れている。保険契約は、多数の被保険者を対象とし、大数の法則が成り立ちうるマスリスクの保険と、被保険者も限られ大数の法則が及びにくい非マスリスクの保険に分類され、それぞれには別個の理論が適用されて然るべきではないかとの問題が提起される。

日本の保険法理論は、大数の法則の成立を前提とする仮説に強く依存し、母集団を大きくして保険契約を均質なものとするに捉われすぎる結果、柔軟な約款実務を阻害してきたのではないか。本報告では、かかる問題提起を考える上での比較考察の対象として、米国の保険制度と実務の歴史を取り上げ、日本の保険規制・実務の改善への示唆へと繋げていく。

2. 米国保険規制と実務

米国の保険規制の歴史は19世紀後半に遡る。海上保険は英国法を継受する形で連邦法の規律対象とし、海上保険以外の保険は、連邦法の規律が及ばない領域として州法で規制することで始まった。州による認可を原則とする一方で、認可保険ではカバーできないハイリスク保険を対象とした非認可保険の市場が同時に発達した。

(1) 認可市場

認可市場では、20世紀に入ると、業界協調的な料率設定の是非が課題として認識されるようになった。これら課題を掘り下げるため、ニューヨーク州はメリット委員会（Merritt Committee）と呼ばれる委員会を設置し、火災保険業界の調査を行わせた。

メリット委員会は、保険会社の過当競争と一部の保険契約者の優遇・差別の問題に対処するためには料率評価機関を通じた保険料率の設定が望ましいと結論づけ、料率算定のための統計データを当局で管理することを提案した。同委員会はまた、業界標準の保険約款の作成を推奨した。20世紀前半には、多くの州がメリット委員会の提案に即した保険規制を導入した。その結果、財物保険市場では、Insurance Service Office（ISO）などの州公認の評価機関によって公表された統計データを活用した料率設定が実務として一般化した。評価機関の損失データと保険料率を一致させるためには、それとセットとなって公表された約款が必要であることから、ISOの約款書式が財物保険における業界標準として確立された。

その後、20世紀の後半になると、保険規制は緩和に向けて舵が切られるようになる。1980年に、NAIC(全米保険監督官協会)は認可申請手法の緩和のモデル法を公表し、1990年代の終わりには、多くの州で保険料率・約款の規制緩和が進められた。

(2) 非認可市場

米国の保険制度は、認可・非認可の2つの市場を区別して規制する。通常の認可市場で保険カバレッジを見つけれない保険契約者向けに、Excess and Surplus (E&S) ラインを対象とする非認可市場が確立された。非認可市場のE&S保険会社は、個別のライセンスが必要なく、料率や約款の規制が免除される。

E&S保険の起源は、1890年にニューヨーク州で最初のサープラスライン法を制定したことに遡る。非認可保険が求められた背景として、認可保険会社が提供できない非標準的な保険約款の活用、及び免責(deductible)の柔軟な設定の必要性という2つの課題が指摘されてきた。認可市場では、免責の設定は料率統計の信頼性を損なうものとして制限されており、非認可市場は、認可市場では提供できない保険の代替的な市場として重宝されるようになった。現在、非認可市場は米国の財物保険の市場シェアの10%超を占める。サイバー保険などを例にとると、まずは非認可の保険として開発が進み、その後段階的に認可保険として展開が図られていくのが一般的な実務となっている。

(3) 日本の保険制度への示唆

米国の保険制度は、その歴史的経緯を紐解くと、認可保険はマスリスク保険、非認可保険は非マスリスク保険という区分が、特に意識することなく想定されていたと考えられる。一般消費者向けの広範なマーケットを対象とした認可市場は、公共政策上の要請から保険数理に適合する料率設定や約款標準化が求められる。一方で、保守的にすぎる認可保険規制による約款や免責設定の硬直性に対処するために、非認可市場を活性化させ、その後の保険制度全体の柔軟な運用に繋げていったものと想定される。日本の制度運用を考える上での示唆は少なくないものと思われる。

日本で締結される外航貨物海上保険契約になぜ英国法が適用されるのか
—意義と問題点

大阪大学
野村 美明

1. はじめに

(1) 本報告の目的

外航貨物海上保険契約は、多様で個別的なリスクに対応する契約であり、非マスリスク契約である。日本の保険会社が日本の企業等と日本で締結する外航貨物海上保険契約は、英文証券で作成され、契約は部分的に英国法に準拠すると条項が置かれ、その他の部分は日本法によると解釈されてきた（「準拠法条項」）。この報告では、なぜこのような2重構造が必要なのか、それによって生じる問題はないのかを明らかにする

(2) 検討対象と方法

準拠法約款の意義を実際の条項例に基づき説明し、その問題点を先行研究で指摘し、日本の裁判所のケースによって具体的に例証する。

2. 英文保険証券中の準拠法条項と意義

(1) 従来の準拠法条項の例

Notwithstanding anything contained herein or attached hereto to the contrary, this insurance is understood and agreed to be subject to English law and practice only as to liability for and settlement of any and all claims. ¹⁸ [要旨：他のいかなる規定にかかわらず、この保険契約は、一切の保険金請求に関する責任及びその決済についてのみ、英国の法及び慣習に従う。]

(2) 英国法準拠法条項の意義

日本の外航貨物海上保険証券が英文で作成され、これに英国法が適用される理由は、保険証券に国際流通性をもたせるためであるといわれる。ではなぜその他の部分には日本法が適用されるのか。本報告ではこれを日本からの輸出取引についてイメージで示す。

3. 先行研究の対立

英文保険証券中の準拠法条項については、これが英国法の内容を契約に取り入れる趣旨（「実質法的指定」）かそれとも日本の国際私法にしたがって英国法を契約の一部の準拠法とする趣旨

¹⁸ 藤井卓治 「英文船舶保険契約における「準拠法分割指定条項」について」 損害保険研究 78 巻 (2016) 1 号 78 巻 77 頁以下、79-80 頁より引用。

（「準拠法の分割指定」）かについて学説の対立があった。最近の多数の学説は 2 つの準拠法を契約の部分ごとに分割して指定するという後者の見解に立つ。保険契約の解釈と保険者の填補責任の部分については英国法により、その他の契約の成立や有効性の問題は日本法によると解釈するのである。しかし、告知義務の問題が填補責任として英国法に従うべきなのか、それとも契約の成立の問題として日本法によるべきなのかについては見解が対立している。

4. イラン絨毯事件---引越荷物の外航貨物海上保険契約

イラン絨毯事件は、引越荷物の運送契約および外航貨物海上保険契約の有効性をめぐって、被保険者個人が原告 X となって運送人（保険契約者）と保険会社を訴えたケースである¹⁹。控訴審裁判所は、航海事業の適法性については英国法によるのではなく、本件保険契約が日本の公序良俗に反するか否かについての一要素として考慮すれば足り、他の要素（米国のイラン取引規則違反の程度や絨毯紛失という本件保険事故と違反との関係）を考慮すると本件保険契約は公序良俗に反するとは認められないとして、X の損害賠償請求を認めた。

このケースは航海事業の適法性だけではなく告知義務の準拠法についても重要な問題を提起する。

5. 最近の英文保険証券中の準拠法条項と問題

（1）最近の準拠法条項の例

要旨：①保険契約は日本法による、②2(1)の例と同旨、③保険契約の成立・有効性および告知義務とその違反の保険者救済に関する事項は①により日本法による²⁰。

（2）準拠法条項の告知義務の問題

告知義務が日本法によることになると商法 820 条の告知義務（自発的申告義務）によることになるが、それでよいか、告知義務は英国法によるべきという見解はなぜ採用されなかったのかなどの疑問を検討する。

6. おわりに

最近の準拠法条項の例は先行研究にみられるような解釈の対立を解消しようとする意図だと思われる。しかし、5(2)でみた告知義務の問題は残る。また、非マスリスク契約であるが契約者や被保険者が個人の場合に告知義務はどう考えればよいのかは、今後の検討課題になるだろう。

¹⁹ 東京高裁平成 12 年 2 月 9 日判決。

²⁰ 東京海上日動火災保険株式会社編著『外航貨物海上保険約款詳説』（有斐閣,2021）6-7 頁参照。

大会企画委員会

委員長	平澤 敦	(中央大学) / 令和6年度大会委員長
	稲葉 浩幸	(近畿大学) / 令和7年度大会委員長
	北村 聡子	(弁護士)
	西羽 真	(損害保険ジャパン)
	潘 阿憲	(法政大学)
	松澤 登	(ニッセイ基礎研究所)
	吉澤 卓哉	(京都産業大学) / 令和5年度大会委員長
	前田 祐治	(関西学院大学)

令和6年度大会実行委員会

委員長	平澤 敦	(中央大学)
	柳瀬 典由	(慶應義塾大学)
	石坂 元一	(中央大学)
	宮地 朋果	(拓殖大学)
	恩蔵 三穂	(高千穂大学)
	姜 英英	(中央大学)

令和6年度 日本保険学会大会 報告要旨

日本保険学会

The Japanese Society of Insurance Science

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9 (損保会館)

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 内

電話：03-3255-5511 FAX：03-3255-1449

Email：gakkai@jsis365.onmicrosoft.com

「報告要旨」の著作権は日本保険学会に帰属します。